

平成二十五回

第三十二回

港灣環境整備負擔金部会議事錄

日時 平成二十五年十一月十九日 火
於 都厅第三本厅舍二十一階

特別會議室二十四

次
第
二 開 会
一 諸問事項の審議
・ 港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定（案）

		出	學	識	經	驗	者	席
公益社団法人日本港湾協会副会長	鶴岡純一	川嶋康宏	倉本宣	(欠席)				
明治大学農学部教授	笠原伸次	田代誠	二	征				
一般社団法人東京港運協会会长	都澤淳志	都澤淳	喜信	（欠席）				
東京倉庫協会会长	恩田隆	原喜	信					
東京港定航船主会会长								
東京港湾労働組合連合会副執行委員長								
関東地方整備局長								
関東運輸局長								
東京海上保安部長								
港湾經營部長								
海上公園課長								
監理担当課長								
企画担当課長								
東京都職員	笹川文夫	後藤和宏	巻國雄	田代純子				

開 会（午後二時二十二分）

○田代企画担当課長 ただいまから第二十三回港湾環境整備負担金部会を開会させていただきます。

委員の皆様には、審議会に引き続き、お疲れのところ大変恐縮ですが、よろしくお願ひいたします。

議事に入りますまで、進行は私、東京都港湾局総務部企画担当課長、田代が務めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

定足数についてご報告申し上げます。

本日は、九名の委員のうち、七名の委員が出席されております。よつて、東京都港湾審議会条例に定められております定足数に達しておりますので、本日の部会は有効に成立しておりますことをご報告申し上げます。

なお、本部会は公開とさせていただいております。

次に、本日お手元に配付させていただきました資料につきまして確認をさせていただきます。

まず、会議次第でございます。

それから、「東京都港湾審議会港湾環境整備負担金部会委員名簿」でございます。

それから、「諮問書（写）」でございます。

資料一」といたしまして、「港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定（案）」でございます。

資料二」といたしまして、「港湾環境整備負担金対象工事指定に関する附属資料」でございます。

資料三」といたしまして、「負担割合一覧表」でございます。

資料四」といたしまして、「平成二十四年度平成十五年度事業費等比較表」でございます。

そのほか、冊子でお配りしております「東京都港湾環境整備負担金条例・同施行規則」、「港湾環境整備負担金制度について」及び座席表をお配りしております。

以上、ご確認をお願いいたします。

諮問事項の審議

港湾環境整備負担金に係る

負担対象工事の指定（案）

○田代企画担当課長 本日の審議事項でございますが、お手元の配付資料の諮問書の写しに記載してございます「港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定（案）」についてでございます。

本件の審議につきましては、昭和五十五年の東京都港湾審議会の議決によりまして、本部会の決議をもって審議会の決議とするものとなつてございます。

それでは、これから議事進行につきましては、川嶋部会長、どうぞよろしくお願いいたします。

○川嶋部会長 それでは、部会を始めたいと思います。

毎年、先ほどの審議会のほうですと非常にご意見が出るんですけども、こちらは全くご意見が出ないで議決をしておりまして、今日はぜひご発言をよろしくお願いをしたいと思います。

それでは、諮問事項の審議に入らせていただきます。

「港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定」について、事務局から説明をお願いしたいと思います。

○笛川港湾経営部長 港湾経営部長の笛川でございます。

港湾環境整備負担金制度につきましては、既にご案内のとおり存じますが、改めまして制度の概要につきまして簡単に説明を申し上げます。

この制度は、昭和四十八年の港湾法の改正により導入された制度でございまして、臨港地区等に事業所を立地いたしまして事業活動を営んでおられる方々に、港湾管理者が行います港湾環境の整備及び保全のための工事費用の一部につきまして、ご負担をいただくものでございます。

東京都におきましては、東京都港湾環境整備負担金条例及び同条例施行規則を制定いたしまして、昭和五十六年度よりご負担をいただいているところでございます。

それでは、諮問案の内容につきましてご説明申し上げます。大変恐縮ですが、着座の上、ご説明させていただきたいと思います。

本日は審議いただきます平成二十五年度の港湾環境整備負担金の概要でございますが、負担金の総額は三千七百万余円、また、負担対象事業者は七十五社でございます。

それでは、資料に基づきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、お手元にお配りしております資料一「港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定（案）」をご覧ください。

お手数でございますが、三枚目の負担対象工事の指定についての表をご覧いただきたいと存じます。

表の最上段にござります①の「工事の種類」から⑧の「当該工事に係る負担区域内にある工場又は事業場の敷地等の合計面積」まで、項目ごとに順次ご説明を申し上げます。

①から⑧の各項目は、知事が負担対象工事を指定する場合に、条例に基づいて告示すべき事項でございます。

まず、①の欄の「工事の種類」でございます。

一の「港湾環境整備施設の建設又は改良の工事」は、港湾法第二条第五項第九号の三に定められております海浜、緑地、広場、植栽等の港湾環境整備施設の整備を行うものでございます。

二は、「港湾環境整備施設の維持の工事」でございます。

三は「漂流物の除去その他の水面清掃のための工事」でございます。

②の欄は「工事の名称」でございます。

一の建設又は改良の工事は、城南島海滨公園の整備工事でございます。

二の維持工事は、晴海ふ頭公園ほか九公園の維持工事でございます。

三は、東京港湾区域内の水面清掃工事でございます。

③の欄は、それぞれの「工事の実施された場所」を示しております。

④の欄は、「工事の完了した日」でございます。⑤の欄は、それぞれの工事に要した平成二十四年度の費用でございます。

⑥の欄は、「負担区域」でございます。

一の建設又は改良の工事及び二の維持工事につきましては、陸域の臨港地区が負担区域でございます。三の水面の清掃工事につきましては、臨港地区及び水域の港湾区域が負担区域となります。

なお、実際に負担をいただく事業者の方は、東京都港湾環境整備負担金条例第三条に基づきまして、この負担区域内で事業を営んでおられる事業者のうち、事業場の敷地面積が一万平方メートル以上の方々でございます。

⑦の欄でございますが、それぞれの工事に要した費用に対する負担の割合でございます。その内容につきましては、資料三に記載しておりますので、後ほどご説明をさせていただきます。

⑧の欄は、「当該工事に係る負担区域内にある工場又は事業

場の敷地等の合計面積」^{（）}ざいまして、この面積が負担金額算出の基礎となるもので^{（）}ざいます。

以上、諮問案につきまして概略を^{（）}説明申し上げましたが、詳細につきましては、資料^{（）}で補足させていただきたいと存じます。

恐れ入りますが、お手元の資料^{（）}の一ページをお開きいただきたいと存じます。

負担金の負担区域を図示したもので^{（）}ざいます。負担区域は東京港港湾区域及び臨港地区で^{（）}ざいます。

ちよつと小さくて恐縮なんですが、図の右下の表の上段にお示ししております、よう、太い黒線で囲われた範囲の水域部分が港湾区域で^{（）}ざいまして、面積は五千百九十四・一ヘクタールで^{（）}ざいます。赤い線で囲われております陸域部分が臨港地区で^{（）}ざいまして、面積は一千三十三・三ヘクタールで^{（）}ざいます。

また、中段の表には、先ほど^{（）}説明申し上げました工事の種類が色分けして^{（）}ぞいまして、それぞれ施工箇所を図示して^{（）}ざいます。

青色で表示しております①から⑩の十公園は、港湾環境整備施設の建設・改良工事及び維持工事の対象としております。公園の名称及び面積は、①の晴海ふ頭公園以下、下段の表に記載して^{（）}ざいますので、ご覧いただきたいと存じます。

また、水面清掃工事の施工箇所は、太い黒線で囲われた港湾区域内で^{（）}ざいます。

続きまして、二ページをお開きいただきたいと思ひます。

二ページは「平成十五年度港湾環境整備負担金の概要」で^{（）}ざいます。

この表は、負担金額の算定内容を記載したもので^{（）}ざいます。上段の表につきまして、ご説明を申し上げます。

建設・改良工事につきましては、A欄の事業費五百五十六万円に対しまして、記載の計算式によりまして、F欄の負担額が十九万余円となります。同様に、維持工事につきましては、事業費が九千六百余円に対しまして、負担額が千七百八十五万余円、水面清掃工事につきましては、事業費一億六千三百一十八万余円に対しまして、負担額が一千九百二十四万余円となりまして、合計額は事業費三億六千四百八十五万余円に対しまして、負担額は三千七百二十万余円で^{（）}ざいます。

下段の表につきましては、A欄にそれぞれの工事に要した費用の内訳を記載して^{（）}ざいます。また、D欄に分母面積となる事業場等の敷地面積の算出基礎を記載して^{（）}ざいます。②プラス③というのが、右側の臨港地区の②の事業場予定地、それから③の事業場の面積を足した数字の七百九十二万六千平米になつております。以下、③の七百一十八万八千八百七十一平米、そして④、⑤を加えた千四百一十六万八千四百八十三平米

というような形になっております。

次の三ページから五ページまでは、各工事の事業費の明細を決算額調書として表にしたもので^{（）}ざいます。お目通しをいただければと存じます。

次に、六ページを^{（）}覽いただきたいと存じます。

建設・改良工事の概要を^{（）}ざいます。内容といたしましては、城南島海滨公園を対象といたしましたつばさ浜改修基本・実施設計及び屋内外照明器具や太陽光発電等の施設効果モニタリング調査で^{（）}ざいます。

次に、七ページを^{（）}覽いただきたいと存じます。

維持工事の対象となつております十箇所の公園の名称、管理面積及び面積の増減を記載したもので^{（）}ざいます。

維持管理面積につきまして、昨年度からの増減はなく、合計で三十一万一千百十平方メートルとなつております。

続きまして、資料の三を「覧いただきたいと存じます。

負担割合一覧表でございます。

負担割合につきましては、他港の状況等も勘案しながら、各公園の機能、それから目的や主たる利用対象者の状況に応じ、種別化いたしまして設定させていただいております。

次に、資料の四を「覧いただきたいと存じます。

この表は、参考までに平成二十四年度と平成二十五年度の負担金の対象となる工事の事業費等を比較したものでございます。対象となる工事の種類ごとに、上段が平成二十四年度、中段が平成二十四年度、下段は増減を記載してございます。それぞれの事業費に負担割合を乗じたものが負担対象額となります。そのうち事業者の方々にご負担いただく額といたしましては、昨年度と比べまして約二百一十九万円増の三千七百万余円となっております。

以上をもちまして、大変雑駁でございますけれども、説明のほうを終わらせていただきます。よろしく「審議のほどお願い申し上げます。

○川嶋部会長 ありがとうございます。

これ、一平米当たり幾らぐらいなんでしたつけ。

○巻嶋監理担当課長 七・七円でございます。

○川嶋部会長 七・七円。

ということでおざいまして、環境整備負担金の法律というのは、因果関係がなくとも、そこに立地しておられればその企業者にお支払いいただくという、従来の因果関係があつてといふ、負担とその実際の額との対象がはつきりしているものなんですけれども、これはそういうものではないものでということでご理解をいただきたいと思うんですがいかがでございましょう。毎年異議なしで認めていただいておりますから、今回もそれでよろしゅうございますでしょうか。

○都澤委員 質問なんですかれども、この負担工事の指定のあれで、漂流物の除去その他の水面清掃のための工事というのも」

れは入っているんだと思うんだけれども、この間ちょっとテレビで見たら、お台場のところに屋形船がいっぱい来てますね。横浜からも来るのか、あそこで沈没しちゃつたでしよう。

○巻嶋監理担当課長 はい、土曜日ですね。

○都澤委員 沈没しちゃつたよね。それで、撤去はまだできていなくて、今もまだあるらしいんだけれども、あそこの下は昔、いかだの船がドルフィンか何かであつたところで、下に杭がいっぱいあるんだってね。あれにぶつかって沈没したらしいんですね。それで、これは港湾環境整備との関係でも十分関連があるんだけれども、その辺というのは全然意見というか、何か対策とか何も考えていないんですか。あそこは相当屋形船が来ますからね。この間はたまたま船長さんが、なれた船長さんだつたらよかつたんだけれども、その船長さんがいなかつたんで、かわりの船長さんが来たら、なれていなかつければちやつて、大変な問題ですよ、あれは。

○後藤海上公園課長 あそこはお台場の中でも、レクリエーション水域と、船が今回沈没した海浜保全水域と分かれているんですけど、屋形がよく夜多く入るのはレクリエーション水域のほうで大体が水深が二メートルぐらいでございます。あと、水上バスが通っていますので、そこも水深四メートルを確保するよう、日ごろから下の水深を保つような工事もさせていただいているんですけど、通常の屋形はあそこまで内側の岸辺には、東京の屋形は実は入つてこないです。実際水深が一メートルを切るような水深のエリアとして、必ずしも、杭がなくても多分座礁したんじゃないかというところにちょっと入つてしまつたものですから、全くあそこのところの海底面を「存じない方だつたのかなど。

まだよつと今、原因については調査中で、私のほうも細かくは全く聞いていないんですけれども、ですので、あ

その部分には屋形は通常入ってきていませんのだから……

○都澤委員 ああ、そういうところに入っちゃったということだ

ね、この間はね。

○後藤海上公園課長 そうですね。ちょっとまたいろいろ屋形の実際の組合の方の意見等が出てくれば、それも参考にしながら考えたいと思います。

○都澤委員 素人だけに、ちょっとあの程度だったり、こういうところの工事でもってやれるんじゃないかなと思ったものだから考へたいと思います。

ひ。

○川嶋部会長 その撤去は負担金の対象外ですよね。

○卷嶋監理担当課長 対象外です。

○都澤委員 対象外なんですか。

○卷嶋監理担当課長 はい、対象外です。

○都澤委員 わかりました。

○田代委員 進入禁止とかには、わかるようになつていません

ですか。ブイがあるとかですね。

○後藤海上公園課長 通常にもう岸辺ですから、東京湾はどこで

も基本的に水面の航行は自由なわけですが、全部を全部、

ブイは全くどこも通常は設置していなくて、沈船とかがあるときには警告していますけれども、余りにもちよつと岸に寄り過ぎたのかなと。

○都澤委員 あの下には昔の木材が埋まっているんでしょう、相

当まだあの辺は。

○後藤海上公園課長 どうなんでしょうか。

○都澤委員 だと思いますよ、恐らく。

○川嶋部会長 ほかにございませんか。

○鶴岡委員 じゃ、一つだけ。

○川嶋部会長 はい。

○鶴岡委員 予算関係なんですけれども、一応事業負担もあるといたいで、我々も公園は大事だと思うんですが、実際の利用実態をよく調べられて、無駄な公園はできれば排除していくといただいて、経費節減に努めていただきたいと。非常に港湾の中には、全く人が来ない公園が幾つもありますので、その辺はひとつ、事実上お金のかかる話ですから、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

以上でござります。

○川嶋部会長 ゼひよくござ検討いただいて。

よろしくうづございますか。

（「異議なし」の声あり）
○川嶋部会長 ありがとうございます。
異議なしとのござ発言でございますので、原案を適当とする旨、答申することといたします。

○川嶋部会長 ありがとうございます。
異議なしとのござ発言でございますので、原案を適当とする旨、答申することといたします。
部会長の私のほうから答申をさせていただきたいと思います。
準備の都合でちよつとお待ちいただきたいと思います。

（答申書に署名）

○川嶋部会長 原案を適当とする旨、答申いたしますので。

○笛川港湾経営部長 ありがとうございます。

（答申書 手交）

○川嶋部会長 以上をもちまして諮問事項の審議を終了したいと思ひます。

なお、東京都の港湾審議会条例の第八条第四項に基づきまして、本日の審議経過は、次回に開催されます東京都港湾審議会

におきまして私のほうから報告をさせていただきますので、
了承いただきたいと思います。

それでは、閉会に当たりまして、事務局のほうから、挨拶を
ということやござりますので、笛川部長のほうからお願ひをい
たします。

○笛川港湾經營部長 本日は大変お忙しい中、本負担金部会に、「
出席をいただきまして、また、審議を賜りまして、誠にありがとうございました。
ただいま諮問案につきましては、原案を適当とするという旨
の答申を頂戴いたしましたので、
東京都は港湾管理者といたしまして、関係事業者の方々の、
理解を得まして、港湾環境整備負担金制度を適切に運用しながら、
港湾環境の保全になお一層努めてまいりますので、今後とも
指導のほどよろしくお願ひ申し上げます。

ありがとうございました。
○川嶋部会長 ありがとうございました。
それじゃ、田代さんにお返しします。
○田代企画担当課長 部会長並びに委員の皆様、ありがとうございました。
いました。
それでは、これをもちまして閉会とさせていただきます。
ありがとうございました。

閉 会 (午後二時四十四分)